

「八幡市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の概要及び効果検証について

1. まち・ひと・しごと創生総合戦略について

まち・ひと・しごと創生法（平成 26 年 11 月成立）※以下「法」

少子高齢化への対応と人口減少への歯止め

東京圏への一極集中の是正

- ▶ 内閣府「まち・ひと・しごと創生総合戦略」閣議決定（平成 26 年 12 月）
- ▶ 市町村においても戦略の策定が努力義務化（法第 10 条第 1 項）



八幡市まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成 28 年 2 月策定）

- ▶ 人口減少を受け入れながらも、将来にわたって活力ある地域を維持していくため、住みたくなる・暮らし続けたい魅力あるまちにしていこうとする地方創生の戦略
- ▶ 第 5 次総合計画のビジョン創出に向けたアクションプラン

< 3 つのプロジェクト >

- 1 子どもが輝く未来の創生「やわた子ども未来プロジェクト」
- 2 健幸都市の創生「やわたスマートウェルネスシティプロジェクト」
- 3 文化と暮らしの創生「やわたチャレンジプロジェクト」

2. 第 5 次八幡市総合計画との関係性

- ▶ 戦略の趣旨及びプロジェクトを第 5 次八幡市総合計画（平成 30 年度～39 年度）の将来都市像や基本目標、施策に反映。

3. 総合戦略の効果検証について

- ▶ 数値目標（基本目標や K P I）等を基に、実施した施策・事業の効果検証を行うとともに、必要に応じ総合戦略を改訂する一連の P D C A サイクルが求められている。
- ▶ 地方創生関連交付金を活用して実施した事業については、効果検証の結果を国に報告する必要がある。

< 懇談会でいただきたいご意見のポイント >

- ▶ 数値目標の達成に向けた方策について
 - ・各事業の内容が効果的なものとなっているか
 - ・効果的な事業パッケージ（事業展開）となっているか 等
- ▶ その他、改善に向けて取り組むべき施策や持つべき視点などについてのご意見